平成２２年（フ）第１４０８号
千葉市若葉区桜木２丁目28番３棟102号
債務者　根本美登里
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３０号
千葉県市川市南大野３丁目24番12―903号
市川大野パークホームズ
債務者　本田公美子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４３９号
千葉県市川市曽谷８丁目12番12号
債務者　秋葉　幸代
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７３６号
愛知県瀬戸市川端町１丁目１番地の１　ナビハイツ瀬戸１番館703
債務者　髙木　伸治
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０２７号
愛知県北名古屋市鹿田東蒲屋敷577番地１　コーポ東蒲203号
債務者　神谷　優子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０６３号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目2101番地　ミネックス植田204号室、住民票上の住所名古屋市緑区桃山２丁目171番地　ハイパーク桃山３H号
債務者　山口　美香（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８２号
名古屋市天白区植田山５丁目908番地　ムーニーナリタ203号
債務者　土田　豊三
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９１号
愛知県弥富市前ケ須町西勘助252番地１　スペリア弥富401
債務者　村松　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９６号
名古屋市昭和区安田通１丁目３番地　グランベール安田通806号
債務者　村木　忠司
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９７号
名古屋市名東区大針３丁目85番地　シェモアⅡ501号
債務者　千種みよ子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１２１号
名古屋市港区知多１丁目115番地　ビラ知多115　205号
債務者　布目　誠治
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３６号
愛知県日進市栄４丁目1201番地　ライフウエルズ日進Ⅱ406
債務者　尾﨑　尚子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４８号
名古屋市中区千代田４丁目５番28号　七本松第２公団308号
債務者　鈴木　順子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１４９号
名古屋市天白区野並２丁目381番地の２　セイブステイツ野並505号
債務者　石川　昌子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１８４号
名古屋市北区清水５丁目22番９号
債務者　エバ　ロドリゲスこと　ＲＯＤＲＩＧＵＥＺ　ＥＶＡ　ＤＵＲＡＮ（旧姓呉本・オーことＯＨ）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０９４号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番20―803号
債務者　宮良　　環
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部